

令和4年2月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年2月10日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

江上 哲夫 委員   黒岩 純 委員   後藤 靖子 委員   田中 修二 委員  
田中 弥生 委員   手島富士雄 委員   富安 辰行 委員   鳥越 文生 委員  
中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局

皆さん、おはようございます。時間になりましたので始めさせていただきたいと思  
います。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して行うこと  
となりました。

御承知のとおり、コロナウイルスの感染者数の増加が全国的に続いておりまして、  
1月27日から福岡県に対して、まん延防止重点措置が適用されております。久留米  
市におきましても感染者数が激増しておりまして、一定規模の会議はリモート会議  
を基本とし、対面での会議は控えることと周知をされておりますし、また、少人数  
であっても必要性を十分検討した上で開催することと、また、基本的な感染対策を  
十分に講じる事ということになっておりまして、今日事務所の所長も欠席をさせて  
いただいております。

農業委員会の総会につきましても、改めて感染防止対策の徹底について代表者会で  
検討させていただきました結果、出席委員を減らして時間を短縮する方法で開催さ  
せていただくこととなりました。

開催方法につきましては、この先の感染の広がりとか社会情勢も見ながら、代表者  
会に諮って決めていきたいと考えておりますので、委員の皆様には御心配や御迷惑  
をおかけすることになりますけれども、御理解と御協力頂きますようお願いいた  
します。

それでは、2月の総会にあたりまして、御報告いたします。

本日、現委員数24名中15名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する法  
律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは皆さん、おはようございます。大変朝からお忙しい中に御出席頂きまして、  
誠にありがとうございます。

今日は、できるだけ皆さんの御協力を頂いて総会を進めさせていただこうと思っ  
てますので、御協力をお願い申し上げて、簡単でありますけれども御挨拶とさせてい  
たできます。

それでは、ただいまから2月の農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1号議案、審議番号9番は、議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員が譲渡人にな  
りますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当し

ます。

また、第1号議案、審議番号14番は、議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員が譲渡人になり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しておりますが、\*\*\*\*\*委員は本日は欠席されております。

よって、第1号議案は、審議番号9番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、審議番号9番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

3ページをお願いいたします。

所有権移転、東部地域、9番の1件です。

以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案、審議番号9番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号9番は可決されました。審議番号9番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号9番は可決されました。  
続きまして、審議番号9番を除く、第1号議案について議第といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局**

1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、3ページ、審議番号9番を除く、4ページの12番までの11件です。  
4ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号13番から7ページ、22番までの10件です。  
8ページをお願いいたします。  
賃借権設定、東部地域23番の1件です。  
なお、4ページの審議番号12番につきましては、平成31年3月の農業委員会総会において、空き家に付属する農地として指定を受けた農地であり、農地法施行規則第17条第2項の下限の面積の例外規定の適用を受け、空き家と合わせて農地を取得する場合にのみ下限面積が171㎡、1.71aまで引き下がるものになります。  
また、6ページの審議番号17番につきましては、耕作面積の下限を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合は例外とするとされており、今回の申請はハウスでイチゴを栽培するものであり、経営が集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。  
以上、審議番号1番から9番を除く23番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長**

事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
審議番号9番を除く、第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号9番を除く、第1号議案は可決  
されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が  
提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、田主丸町上原、畑、308㎡。  
申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてでございますが、事前の資料で確認していただ  
いているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号11番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。  
申請地、三潴町西牟田、畑、2筆、用悪水路・宅地の4筆、計924㎡。  
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。  
変更内容、転用事業者が\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*及び\*\*\*\*\*に、転用目的が建売分譲住宅3棟から建売住宅1戸及び給食センターへ変更するものです。こちらにつきましては、平成23年10月28日付にて5条許可が出されたものです。  
第4号議案、審議番号11番と関連案件となっております。  
続きまして、11ページをお願いいたします。  
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番から12ページ、5番までの5件です。  
1番、申請地、善導寺町飯田、田、3筆、計1,294㎡。  
申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。  
2番、申請地、田主丸町以真恵、田、2筆、計41㎡。  
申請理由、申請地を取得して、共同住宅（1棟4戸）及び露天駐車場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
3番、申請地、田主丸町以真恵、田、19㎡。  
申請理由、申請地を取得して共同住宅（1棟4戸）の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種用地ですが、特別の立地用地を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
12ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町八幡、畑、2筆、計379㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、農家住宅及び倉庫の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。また、農地法第4条による同時許可となっております。

5番、申請地、北野町十郎丸、田、248㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。  
続きまして、西部地域、6番から13ページ11番までの6件です。

6番、申請地、上津町、畑、1,020㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場及び多目的広場の敷地を拡張するものです。

7番、申請地、藤山町、田、3筆、計1,483㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。  
13ページをお願いいたします。

8番、申請地、安武町安武本、田、247㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、安武町安武本、田、280㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

10番、三潞町高三潞、畑、703㎡。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（3区画）として利用するものです。

11番、申請地、三潞町西牟田、畑、3筆、計864㎡。

申請理由、申請地を取得して、給食センターを建築するものです。なお、第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。



なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。  
それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。  
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、田主丸町竹野、畑、284㎡。現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは14になります。  
続きまして、西部地域、2番から4番までの3件です。  
2番、申請地、荒木町今、田、112㎡。現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは15になります。  
3番、申請地、城島町大依、田、157㎡。現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは16になります。  
4番、申請地、城島町四郎丸、田、191㎡。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは17になります。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。審議番号1番の1件です。1番、申請人、善導寺町飯田、\*\*\*\*\*、経営面積1万7,601㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第7号議案は2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番とそれ以外に分けて審議いたします。  
議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員の退席を求めます。  
それでは、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。  
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。  
2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、21ページ、第2区の6番の1件です。  
21ページをお願いいたします。  
6番、所在地、田主丸町牧、田、3,812㎡、推進機構への貸付けとなります。  
以上、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番につ

いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番は可決されました。

2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*\*\*\*番、\*\*\*\*\*委員の出席を求めます。\*\*\*\*\*委員に報告をいたします。2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番は可決されました。

続きまして、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番を除く、第7号議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 16ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

- 1、所有権移転、6件。
- 2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、6番を除く10件です。

17ページをお願いいたします。

- 1、所有権移転。第1区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、草野町草野、田、3筆、計1,672㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、推薦人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では178aとなっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、今回の申請者は現在の経営面積が178aを下回っておりますが、その特例に該当しているものとなっております。

- 2番、所在地、草野町草野、田、244㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、3番から18ページの4番の2件です。

- 3番、所在地、北野町大城、田、2筆、計2,009㎡、推進機構からの買入れとなり

ます。

18ページをお願いいたします。

4番、所在地、北野町大城及び北野町金島、田、3筆、計4,092㎡、推進機構への売渡しとなります。

第5区、5番及び19ページ6番の2件です。

5番、所在地、三漕町高三漕、田、6筆、計6,755㎡、推進機構からの買入れとなります。

19ページをお願いいたします。

6番、所在地、三漕町田川、田、2筆、計1,362㎡、推進機構への売渡しとなります。

20ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、第1区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、宮ノ陣町若松、田、2筆、計5,491㎡、推進機構への貸付けとなります。

2番、所在地、宮ノ陣町若松、田、3筆、計5,664㎡、推進機構への貸付けとなります。

第2区、3番から、21ページの6番を除く7番までの4件です。

3番、所在地、田主丸町以真恵、田、3,894㎡、推進機構への貸付けとなります。

4番、所在地、田主丸町以真恵、田、3,351㎡、推進機構への貸付けとなります。

21ページをお願いいたします。

5番、所在地、田主丸町志塚島、田、1,692㎡、推進機構への貸付けとなります。

7番、所在地、田主丸町豊城、田、4筆、計3,671㎡、推進機構への貸付けとなります。

第4区、8番の1件です。

8番、所在地、城島町下青木、田、1,625㎡、推進機構への貸付けとなります。

22ページをお願いいたします。

第5区、9番から11番までの3件です。

9番、所在地、三漕町西牟田及び三漕町田川、田、4筆、計3,862㎡、推進機構への貸付けとなります。

10番、所在地、三漕町田川、田、2筆、計3,538㎡、推進機構への貸付けとなります。

11番、所在地、三漕町西牟田及び三漕町生岩、田、5筆、計9,584㎡、推進機構へ

の貸付けとなります。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から6番まで、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号1番から6番を除く、11番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番を除く、第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号6番を除く、第7号議案は可決されました。よって、第7号議案については久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

ページ、23ページになります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

24ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

ページ、27ページ、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、  
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ  
れたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その  
他の整理を議長に委任することに決定いたしました。  
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10  
条第2項の規定により、4番、内田正隆委員、12番、末次龍夫委員をお願いをいた  
します。  
以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。